

国立大学法人東京学芸大学大学教員業績評価実施要項の一部改正について

改正理由：令和8年度における理事・副学長の職務分担の見直しに伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 （組織） 第6条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>全体統括</u>を所掌する理事 (2) 学系長 (3) 教職大学院長 (4) 大学教育研究基盤センター機構長 (5) 現職教員支援センター機構長 (6) 先端教育人材育成推進機構長 (7) 教育インキュベーション推進機構長 (8) その他実施権者が必要と認めた者 若干名 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、令和8年4月8日から施行し、令和8年4月1日から適用する。</u>	〔省略〕 （組織） 第6条 部会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) <u>総務</u>を所掌する理事 (2) 学系長 (3) 教職大学院長 (4) 大学教育研究基盤センター機構長 (5) 現職教員支援センター機構長 (6) 先端教育人材育成推進機構長 (7) 教育インキュベーション推進機構長 (8) その他実施権者が必要と認めた者 若干名 〔省略〕